

様式第五（第6条関係）

規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に関する照会書

2019年11月29日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

住所： 東京都台東区上野三丁目24番6号
名称： 株式会社 Looop
代表者の氏名：代表取締役社長 中村 創一郎

産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する下記4. に掲げる法令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

(1) 事業目標の要約

小売り電気事業者である当社は電気自動車（EV）保有者向けの新料金メニューの提供を検討している。従来、EV保有者への割引はあまり存在せず、既存の関連メニューは、EVを保有していることだけで定額ポイントを付与したり、EVの走行距離に応じて一定ポイントを付与したりするなどの形式である。

当社の新料金メニューは、電気の調達単価が安い特定の時間帯において、EV充電量に応じて、家庭料金の割引を受けることができるサービスである。調達単価の安い時間帯に需要を増やし、割引額も増やすことで、顧客と当社の双方のニーズを満たし、顧客の拡大を目指している。

(2) 生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

本件は、「新たな役務の開発又は提供」に該当する。

従来の料金メニューは、EVの充電時間帯に関わらずポイントを付与しており、電力の調達単価が安い時間帯に充電を促すものではなかった。そのため、付与されるポイントも限定的となっていた。

新料金メニューでは、調達単価が安い時間帯の充電分に応じて電気料金を割引する形式をとっている。当社が調達費用を削減できることにより、顧客への割引額を増やすことができ、よりメリットのあるメニューを提供することができるため、需要の獲得が見込まれる。

2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

(1) 事業実施主体

サービス提供事業者：当社

サービス利用者：当社から電力を供給している顧客

(2) 事業概要

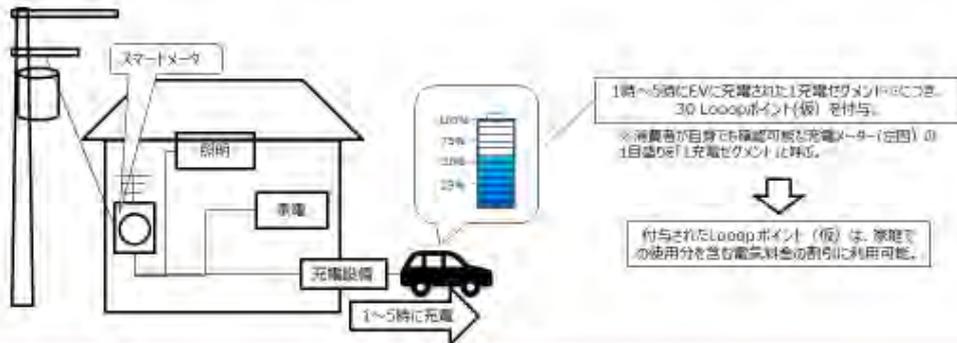
パターン1. ポイント制

特定の時間帯（例：1時～5時）におけるEV充電分について、充電セグメント※に応じてLooopポイント（仮）を付与。通常請求予定の家庭での使用分を含む電気料金から、付与されたLooopポイント（仮）分の割引を適用。

※消費者が自身でも確認可能な充電メーターの1目盛りを「1充電セグメント」と呼ぶ。

新料金プラン内容（仮）；パターン1（ポイント制）

- 特定の時間帯（例：1時～5時）におけるEV充電分について、充電セグメント※に応じてLoopポイント（仮）を付与。
- 通常請求予定の家庭での使用分を含む電気料金から、付与されたLoopポイント（仮）分の割引を適用。



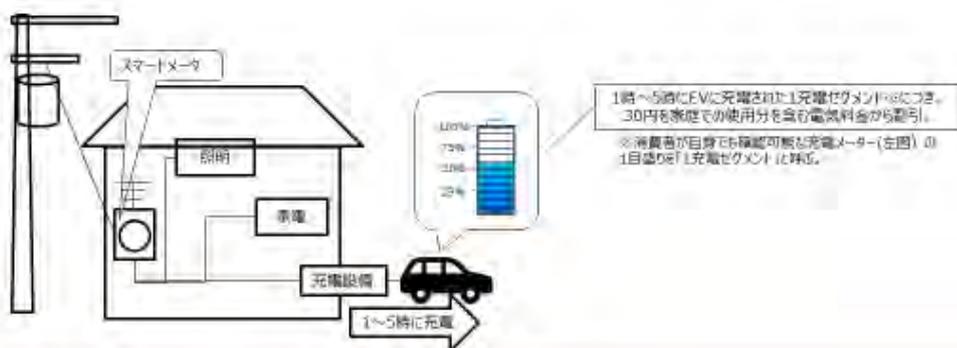
Loop

パターン2. 直接割引制

特定の時間帯（例：1時～5時）におけるEV充電分について、充電セグメントに応じて、通常請求予定の家庭での使用分を含む電気料金から割引を適用。

新料金プラン内容（仮）；パターン2（直接割引制）

- 特定の時間帯（例：1時～5時）におけるEV充電分について、充電セグメント※に応じて、通常請求予定の家庭での使用分を含む電気料金から割引。



Loop

(3) 新事業活動を実施する場所

当社がサービスを展開している日本全国（沖縄、離島を除く）。

3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期

2020年度を予定

4. 解釈及び適用の有無の確認を求める法令の条項等

(1) 計量法

(非法定計量単位の使用の禁止)

第八条 第三条から第五条までに規定する計量単位（以下「法定計量単位」という。）以外の計量単位（以下「非法定計量単位」という。）は、第二条第一項第一号に掲げる物象の状態の量について、取引又は証明に用いてはならない。

(定義等)

第二条 この法律において「計量」とは、次に掲げるもの（以下「物象の状態の量」という。）を計ることをいい、「計量単位」とは、計量の基準となるものをいう。

- 一 長さ、質量、時間、電流、温度、物質量、光度、角度、立体角、面積、体積、角速度、角加速度、速さ、加速度、周波数、回転速度、波数、密度、力、力のモーメント、圧力、応力、粘度、動粘度、仕事、工率、質量流量、流量、熱量、熱伝導率、比熱容量、エントロピー、電気量、電界の強さ、電圧、起電力、静電容量、磁界の強さ、起磁力、磁束密度、磁束、インダクタンス、電気抵抗、電気のコンダクタンス、インピーダンス、電力、無効電力、皮相電力、電力量、無効電力量、皮相電力量、電磁波の減衰量、電磁波の電力密度、放射強度、光束、輝度、照度、音響パワー、音圧レベル、振動加速度レベル、濃度、中性子放出率、放射能、吸収線量、吸収線量率、カーマ、カーマ率、照射線量、照射線量率、線量当量又は線量当量率

(国際単位系に係る計量単位)

第三条 前条第一項第一号に掲げる物象の状態の量のうち別表第一の上欄に掲げるものの計量単位は、同表の下欄に掲げるとおりとし、その定義は、国際度量衡総会の決議その他の計量単位に関する国際的な決定及び慣行に従い、政令で定める。

別表第一

電力量	ジュール又はワット秒	ワット時
-----	------------	------

(2) 計量法

(使用の制限)

第十六条 次の各号の一に該当するもの（船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。）は、取引又は証明における法定計量単位による計量（第二条第一項第二号に掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第六条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第十八条、第十九条第一項及び第百五十一条第一項において同じ。）に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

一 計量器でないもの

二 次に掲げる特定計量器以外の特定計量器

イ 経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は経済産業大臣が指定した者（以下「指定検定機関」という。）が行う検定を受け、これに合格したものとして第七十二条第一項の検定証印が付されている特定計量器

ロ 経済産業大臣が指定した者が製造した特定計量器であって、第九十六条第一項（第百一条第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の表示が付されているもの

三 第七十二条第二項の政令で定める特定計量器で同条第一項の検定証印又は第九十六条第一項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの

5. 具体的な確認事項

本照会書2. 記載の当社新事業活動のパターン1及び2について、

- (1) 計量法第8条第1項に抵触しないことを確認したい。
- (2) EV付属の計測器（特定計量器には該当しない）でEVの充電状態を計測することは、計量法第16条第1項に違反しないことを確認したい。

<当社の考え>

- (1) ポイント／割引は電力量ではなく、EVの充電状態（充電セグメント※）に応じて行うため、計量法第8条第1項には抵触しないと考える。
※充電セグメントは電池の充電状態をもとに算出している指標。電池の充電状態の計測は、電池セルの端子電圧や、動作温度、充放電電力量、経年劣化等、複数の指標をもとにメーカーの独自手法で計算しており、電力使用量のように、電力量だけを測定している手法とは異なる。
※新料金メニューにおいては、充電セグメントのみが取引の要件であり、また充電セグメントのみを契約者に対して表示することを想定している。一方、上述の充電セグメントを算出するための電池セルの端子電圧、動作温度、充放電電力量、経年劣化等といった複数の指標は契約者に表示せず、また取引の要件とはしない。なお、充電セグメントは計量法第二条に定義されている「物象の状態の量」のいずれにも該当しない。
- (2) そもそも電力量を計量しているわけではないため、EV付属の計測器（特定計量器には該当しない）で計測することは、計量法第16条第1項に違反しないと考える。

6. その他

以上